

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	健康増進課	検索番号	6 - 12
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	3 2	
許認可等	葬祭料の支給			
<p>(根拠規定)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号) (葬祭料の支給)</p> <p>第三十二条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に対し、政令で定めるところにより、葬祭料を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号) (葬祭料の支給の申請)</p> <p>第七十一条 葬祭料の支給を受けようとする者は、葬祭料支給申請書(様式第二十九号)に、次に掲げる書類を添えて、これを被爆者の死亡の際における居住地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡診断書又は死体検案書 二 死亡した被爆者の住民票又は削除された住民票の写し</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律等に基づく許認可等の事務処理基準の設定について(平成17年4月1日付け17健第349号保健福祉部長通知)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分基準は別添のとおりとする。</p> <p>なお、本通知において、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律を「法」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号)を「政令」、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号)を「省令」と、それぞれ省略する。また、法第1条に掲げる各号の1に該当する者であって被爆者健康手帳の交付を受けた者を「被爆者」、法第12条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「指定医療機関」、法第19条第1項の規定による指定を受けた医療機関を「被爆者一般疾病医療機関」と、それぞれ省略する。</p> <p><u>葬祭料の支給について(法第32条)</u></p> <p>1 法第32条に規定する「死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合」とは、死亡の原因となった負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用の影響によって誘発され、又は増悪したものでないことが明らかな場合をいい、おおむね、次のような場合であること。ただし、(1)から(3)までに該当する場合であっても、原子爆弾の被爆が誘因となった心因性障害による自殺等事例によっては、これに該当しないものもあるので、個別具体的に判断すること。</p> <p>(1) 先天性疾病、遺伝性疾病及び原子爆弾被爆以前からの精神病等原子爆弾被爆以前に原因がある疾病による死亡 (2) 交通事故、労働災害、天災等の不慮の事故及び他者の犯罪行為等他の外的作用が原因となった死亡 (3) 自殺及び闘争、泥酔による負傷又は疾病に基づく死亡等自己の行為が原因となった死亡</p> <p>2 法第32条に規定する「葬祭を行う者」とは、現実に葬祭を行う者をいい、葬祭を二人以上の者が行うときは、そのうちの主として葬祭を行う者であること。</p> <p>なお、「葬祭を行う者」は、死亡した者の遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。)に限定されないが、死亡した者に遺族がいるにもかかわらず、遺族以外の者から葬祭料の支給が申請されたときは、当該申請者が「葬祭を行う者」であることを確認する等その支給の適正を期すこと。</p>				